

大阪市告示第1220号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、同条第9項の規定により、次の法人に対する指定の有効期間の更新を行ったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和8年9月7日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
特定非営利活動法人 スペシャルオリンピック ス日本・大阪	大阪市天王寺区東高津町十一丁 目5番303号	令和8年7月12日から 令和13年7月11日まで

（財政局税務部課税課）